



子どもの居場所 地域で楽しく過ごす場所



夏休みが近づいています。おそらく保護者の皆さんは子どもたちが楽しんで学びながら過ごす場所を探していることでしょう。そのような方々のために、「子どもの居場所」を紹介します。

居場所とは、何ですか？

子どもの居場所は、学校や家庭の外で、子どもたちが安心して過ごせる第3の空間です。これらの場所は、学習支援、食事の提供、体験活動などを通じて、子どもたちの成長を促し、社会とのつながりを深める役割を果たします。子ども食堂はその一例で、栄養ある食事を提供することで、子どもたちの健康を支え、地域の人々との交流の場を提供します。子どもの居場所は、子どもたちが自分らしくいられる場所であり、学び、遊び、新しい体験をすることで、自己肯定感を高め、社会性を培う重要な環境です。最近では様々な形の子どもの居場所が開設されています。

私たちのまちの居場所

三田まちの寺子屋「まなびあ」

地域の子どもの地域で支える仕組みづくりを目指し、主に生活が苦しい家庭、ひとり親家庭の子ども、不登校児者の学校外教育の提供を目的に、地域住民と協力で2013年8月に立ち上げました。子どもにとっての「第3の場」となるよう、子どもの声を聴き、寄り添いながら自分のやりたいことに取り組む居場所にテーマを広げ、運営しています。



日時： 毎週水曜日・金曜日 15:30~18:30
場所： 県民交流広場「三田じばやん倶楽部」
(三田市三田町21-12)
連絡先：090-6505-9135 (大島)
利用料：無料



ボランティアさんにインタビューしました。

SSV 関西学院のボランティアサークルの学生が、子ども達と勉強したり、遊んだりしています。参加する子ども達は、地元の三田小の児童が多いですが、他の校区の子どもも参加できます。

- 子ども達の成長が見られるのが何より嬉しく思います。
- 様々な子ども達と会えるのが楽しいです。地元にはこういう場がなかったので、新鮮です。
- 子ども達とのふれあいが楽しいです。名前を覚えて話しかけてくれるのもうれしいです。

子ども食堂「まかないキッチン」

地域住民と協力して、2017年より子ども食堂に取り組んでいます。もともとは、あそびの広場の活動で子どもたちと一緒に料理を作って食べていたところ、日頃話さないようなことが子どもたちの会話の中からたくさん出てきたことをうけて、「子どもたちが安心して思いを言える場を作ろう」という想いの元で運営しています。

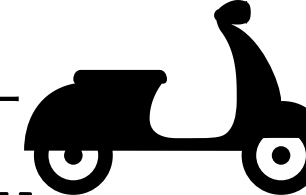


日時： 毎月最終金曜日 18:00~20:00
場所： 県民交流広場「三田じばやん倶楽部」
(三田市三田町21-12)
連絡先：090-6505-9135 (大島)
参加費：大人200円、子ども100円 (カレー、サラダなど)



地域には多くの子どもの居場所があります。詳細な情報を知りたい場合は、場とつながりの研究センターにお問い合わせください。

自転車や原付バイクの駐輪場のマナー



日本人だけではなく、日本に住む外国人も、自転車や原付バイクを非常に便利な個人用交通手段として利用しています。しかし、最近では、違法駐車や規定外の場所に放置された車両に対するクレームや罰金が増加しています。安全な運転だけでなく、安全な駐車・駐輪も重要です。この記事では、自転車や原付バイクの駐輪場のマナーについて情報を提供します。

自転車・原付のマナーアップ

子ども乗せ自転車は、駐輪中の事故にも注意！

〈悪い例〉

- 自転車の左右の中心から外れた場所に荷物を載せると転倒する危険が大きくなります。
- 特にハンドルにぶら下げるとはやめましょう。
- 駐輪する場所にわずかでも傾きがあったり、スタンドの下に凹凸があると、転倒する危険が大きくなります。
- 幅が広くしっかりしたスタンドを備えた自転車を選びましょう。
- 点検時にはスタンドのぐらつきなどもチェックしましょう。

自転車に子どもを乗せたら、決して目や手を離さず、いつでも支えられる体勢でいることが大切です。

消費者庁ウェブサイトをもとに作成 (https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_016/)

出典：京都市建設局自転車政策推進室

最近、駅周辺を自転車・原付の放置禁止区域に指定し、放置自転車等を撤去することで、歩行者の安全・街の景観保全に努めています。

「放置」とは公共の場所に、自転車等が利用者の手を離れてすぐに移動できない状態に置かれていることを言いますので、短時間であっても放置となります。

自転車・原付の利用マナー

自転車や原付を利用する際は3つのルールを守りましょう。

- 訪問先や近くの駐輪場を利用する。
- 買い物などの短時間であっても道路上に放置しない。
- 私有地に停める場合は、道路にはみ出さないよう駐輪する。

はみ出して駐輪されたものは撤去される場合があります！



ここは駐輪所ではない。



放置自転車などは通行者の迷惑になるだけでなく、交通事故を招く危険性があります。



自転車を放置しない。



点字ブロック上に停めない。

1人ひとりがルールやマナーを守って利用することで、改善できます。より住みやすく、きれいな街を作りましょう。

出典：神戸市建設局

